# 令和７年第２回市議会定例会
# 提　出　議　案　の　概　要

新　座　市

# 提出議案（合計１０件）の内訳

【専決処分の承認を求める案件】　……3件

条例　3件（新座市税条例の一部を改正する条例ほか２件）

【条例案件】　……2件

一部改正　2件（新座市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例ほか１件）

【予算案件】　……2件

補正　2件（令和７年度新座市一般会計補正予算（第２号）ほか１件）

【人事案件】　……3件（新座市公平委員会委員の選任についてほか２件）

## 【専決処分の承認を求める案件】

……3件（条例3件）

### 議案第５７号　専決処分の承認を求めることについて
### （新座市税条例の一部を改正する条例）

〔要旨〕

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市税条例の一部を改正する条例の専決処分を令和７年３月３１日に行ったので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりその承認を求めるもの

〔施策の効果及び影響〕

１　原動機付自転車のうち、総排気量が１２５ｃｃ以下かつ最高出力が４．０キロワット（５０ｃｃ相当）以下のものに係る軽自動車税種別割の税率について、年額２，０００円（５０ｃｃ原付バイクと同額）と定めるもの

＊　現行の５０ｃｃ原付バイクは、令和７年１１月以降新たな排出ガス規制への適合ができず生産終了となる見通しであることから、二輪車の車両区分の見直しにより新たな車両区分が設けられたことによるもの

２　マイナ免許証の運用開始に伴い、身体障がい者等に係る軽自動車税種別割の減免申請の手続において、マイナ免許証を提示できることとするもの

３　長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について、これまで区分所有者ごとの申告を必要としていたが、当該マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があれば、減額措置を適用することができることとするもの

〔施行日〕

施行日は、令和７年４月１日とした。

### 議案第５８号　専決処分の承認を求めることについて
### （新座市都市計画税条例の一部を改正する条例）

〔要旨〕

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分を令和７年３月３１日に行ったので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりその承認を求めるもの

〔施行日〕

施行日は、令和７年４月１日とした。

**議案第５９号　専決処分の承認を求めることについて**
**（新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）**

**〔要旨〕**

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、新座市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を令和７年３月３１日に行ったので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりその承認を求めるもの

**〔施策の効果及び影響〕**

国民健康保険税の税額算定に当たり、低所得被保険者の負担軽減を図るため、均等割についてこれまで実施してきた７割、５割又は２割の減額措置のうち、５割及び２割の減額措置の対象となる世帯の基準となる所得額を引き上げ、対象世帯を拡大するもの

＊　７割軽減の基準額（基礎控除額（４３万円）＋（給与所得者の数－１）×１０万円）は、改正なし

１　現行の基準額

５割軽減の基準額＝基礎控除額（４３万円）＋（給与所得者の数－１）×１０万円＋２９万５千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

２割軽減の基準額＝基礎控除額（４３万円）＋（給与所得者の数－１）×１０万円＋５４万５千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

２　改正後の基準額

５割軽減の基準額＝基礎控除額（４３万円）＋（給与所得者の数－１）×１０万円＋３０万５千円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

２割軽減の基準額＝基礎控除額（４３万円）＋（給与所得者の数－１）×１０万円＋５６万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）

※　特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療保険の被保険者となったことにより国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者をいう。

**〔施行日〕**

施行日は、令和７年４月１日とした。

**【条例案件】　……2件（一部改正2件）**

## 議案第６０号　新座市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

**〔要旨〕**

職員の部分休業制度（※）の拡充を図るとともに、所要の規定の整備を図るもの

※　育児のために勤務しないことを認める制度

＊　【改正する条例】

①　新座市職員の育児休業等に関する条例

②　新座市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

③　新座市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例

④　新座市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

**〔施策の効果及び影響〕**

部分休業について、現行の「１日につき２時間を超えない範囲内」の形態に加え、「１年につき１０日相当を超えない範囲内」の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択できることとして拡充される。

| 現行 | 改正後 |
| --- | --- |
| ２ｈ<br>１日につき２時間の範囲内で勤務しないこと（３０分単位で取得可能） | ２ｈ<br>①　１日につき２時間の範囲内で勤務しないこと（３０分単位で取得可能）<br>２ｈ以上（１日の取得も可能）<br>②　１年につき１０日相当の範囲内で勤務しないこと（１時間単位で取得可能）<br>**職員は、①・②のいずれかを選択して取得可能** |

＊　「１年につき１０日相当を超えない範囲内」に係る１０日相当については、常勤職員は７７時間３０分（７時間４５分×１０）、非常勤職員は１日当たりの勤務時間に１０を乗じて得た時間である。

**〔施行日〕**

施行日は、令和７年１０月１日とする。

## 議案第６１号　新座市税条例の一部を改正する条例

**〔要旨〕**

地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

**〔施策の効果及び影響〕**

１　個人市民税の特定親族特別控除（※）の創設に伴い、所要の規定の整備を

図るもの

※　所得割の納税義務者が、１９歳以上２３歳未満の者であって前年合計所得金額が５８万円を超えて１２３万円以下であるものと生計を一にしている場合は、当該前年合計所得金額の額に応じた控除額を控除するもの

２　市たばこ税の課税標準について、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を次のとおりとするもの

⑴　紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについて、当該加熱式たばこの重量の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算するもの

⑵　上記以外の加熱式たばこについて、当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算するもの

＊　経過措置として、令和８年４月１日から同年９月３０日までの間は、次のとおり課税標準を算出するもの

改正前の換算本数×０．５＋改正後の換算本数×０．５＝課税標準に係る本数

３　公示送達について、市役所掲示場の掲示に加え、インターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧できるようにするとともに、これを閲覧できる端末を窓口に設置するもの

**〔施行日〕**

施行日は、公布の日とする。ただし、１の施行日は令和８年１月１日、２の施行日は同年４月１日、３の施行日は地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日（公布の日（令和５年３月３１日）から起算して３年３月を超えない範囲において政令で定める日）とする。

## 【予算案件】　……２件（補正２件）

**議案第６２号　令和７年度新座市一般会計補正予算（第２号）**

**議案第６３号　令和７年度新座市公共下水道事業会計補正予算（第１号）**

## 【人事案件】　……３件

**議案第６４号　新座市公平委員会委員の選任について**

新座市公平委員会委員西田康子氏の任期が、令和７年６月２２日で満了となるが、引き続き同人を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により提案するもの

**議案第６５号　新座市公平委員会委員の選任について**

新座市公平委員会委員岡本比呂志氏の任期が、令和７年６月２２日で満了となることに伴い、後任として並木衛氏を選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第９条の２第２項の規定により提案するもの

**議案第６６号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

人権擁護委員高野章氏の任期が、令和７年９月３０日で満了となるが、引き続き同人を推薦することについて意見を求めたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により提案するもの

## 追加を予定する議案（４件）

### 【予算案件】　……１件（補正１件）

議案第　　号　令和７年度新座市一般会計補正予算（第３号）

### 【契約案件】　……１件

議案第　　号　工事請負契約の締結について〔新座市立栄公民館長寿命化改修工事〕

### 【財産案件】　……２件

議案第　　号　財産の取得について〔簡易ベッド等〕

議案第　　号　財産の取得について〔消防団第七分団消防ポンプ自動車〕